

**「太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業」
に係る支援事業者募集要領**

令和7年2月

大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課

「太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業」
に係る支援事業者募集要領

【目次】

1. 事業の目的.....	- 1 -
2. 募集概要.....	- 1 -
3. 事業実施の経費等.....	- 2 -
4. 募集スケジュール.....	- 3 -
5. 応募資格.....	- 3 -
6. 応募書類の提出.....	- 4 -
7. 事業計画書の作成.....	- 6 -
8. 質問の受付.....	- 6 -
9. 審査の方法.....	- 7 -
10. 協定の締結について.....	- 8 -
11. 留意事項.....	- 9 -
12. 担当窓口.....	- 10 -

1. 事業の目的

大阪府・大阪市が共同で設置する「おおさかスマートエネルギーセンター」では、太陽光発電及び蓄電池システムの更なる普及拡大を図るため、令和2年度から、太陽光発電システム等の共同購入を希望する大阪府民（以下「購入希望者」という。）を募り、スケールメリットを活かし価格低減を促すことで、太陽光発電システム等の設置を後押しする「太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業」（以下「本事業」という。）を実施しています。

このたび、令和7年度事業における購入希望者の募集、施工事業者の選定及び両者のマッチングの支援等を行う事業者（以下「支援事業者」という。）を募集します。

2. 募集概要

（1）募集する支援事業者の役割

本事業に係る支援事業者募集に参加しようとする者は、大阪府（以下「府」という。）と本事業に関する協定書を締結した上で、広告宣伝により購入希望者を募り、工事施工事業者（以下「施工事業者」という。）の選定や入札を行い、購入希望者と施工事業者のマッチング等を実施します。

（2）協定期間

協定締結から令和8年3月31日まで

ただし、本事業の実績等を勘案し、期間満了の1か月前までに当事者の一方から書面による協定終了の申し出がないときは、同協定と同一条件で1年間継続することとし、継続は最長で令和10年3月31日までとします。

なお、「太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業」に係る仕様書（以下「仕様書」という。）に記載の年度については、協定期間を継続した場合は都度、当該年度に読み替えることとします。

（3）事業実施範囲

府内全域

（4）業務内容

別添仕様書のとおり

（5）事業の流れ

支援事業者は、以下の事項を実施することで、購入希望者と施工事業者をマッチングし、本事業を円滑に実施します。

ア 支援事業者は、事業ホームページの構築・広告宣伝等を行い、購入希望者を募集します。

イ 支援事業者は、事前に府と協議して設定した入札参加基準を満たす施工事業者に、購入

希望者数等に基づき算定した設置予想戸数等の情報提供を行います。

ウ 支援事業者は、入札参加基準を満たす施工事業者を対象として、太陽光発電及び蓄電池システムの設置費用に関して入札を実施し、安価な価格を提示した順に施工可能戸数を考慮して、施工事業者を選定します。

エ 支援事業者は、入札により選定した施工事業者の価格や施工スケジュールを購入希望者へ提示し、購入意思の確認を行います。なお、複数の施工事業者の価格を提示することも可能とします。

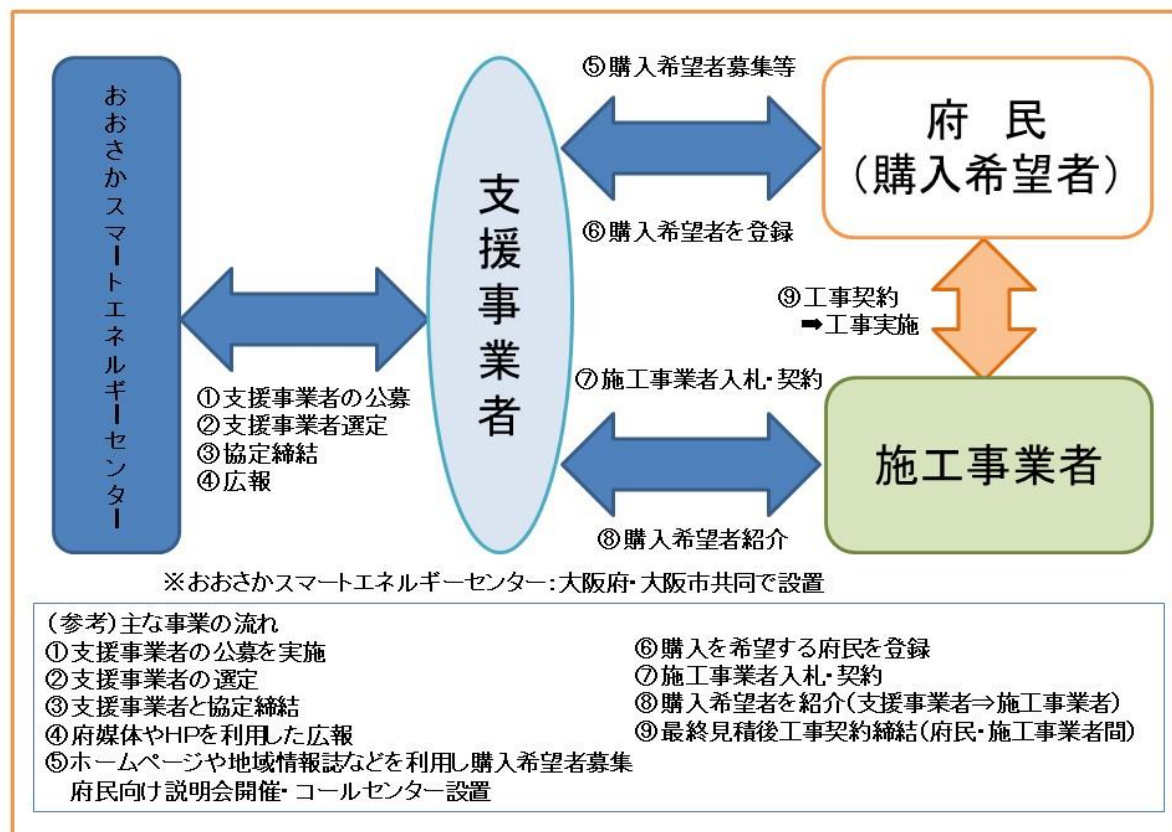
オ 支援事業者は、購入意思を示した購入希望者の情報を施工事業者に提供します。

カ 施工事業者は、購入希望者に対して、現場確認の上、個別に見積もりを行います。

キ 施工事業者は、購入希望者に対して、個別の見積結果、契約内容および補償内容を示し、再度、購入意思の確認を行います。

ク 購入意思を示した購入希望者と施工事業者間で直接契約を結び、太陽光発電及び蓄電池システムを設置します。

太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業



3. 事業実施の経費等

本事業に要する経費は、全て支援事業者が負担することとし、府は負担しないものとします。

支援事業者の収益は、施工事業者から得る契約件数に応じた手数料とします。また、手数料の金額は公募時に提案した手数料単価を上限とし、協定締結期間中は増額を認めません。なお、支援事業者が購入希望者から直接金銭を受領することは認めません。

4. 募集スケジュール

a. 募集開始日	令和7年2月28日（金）
b. 質問受付期間	令和7年2月28日（金）～3月6日（木）
c. 参加申込受付期間	令和7年2月28日（金）～3月21日（金）
d. 支援事業者審査	令和7年3月下旬頃
e. 支援事業者の決定	令和7年3月下旬頃
f. 本事業に関する協定書締結	令和7年4月中旬頃

5. 応募資格

応募者は、次の要件をすべて満たす者又は複数の者による共同事業体（以下「共同事業体」という。）とします。なお、共同事業体の場合は、全ての構成員が次の要件を満たすものとします。

ただし、（９）は、共同事業体で申し込む場合は、各法人の収支合計で確認するものとします。

（１）次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

（２）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法

第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(4) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(5) 募集要領及び仕様書に示す業務を履行する能力を有すること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)キに掲げる者を除く）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(1)キに掲げる者を除く。）でないこと。

(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

(9) 健全な財務状況であること。

6. 応募書類の提出

(1) 提出方法

ア 受付期間 令和7年2月28日（金）から3月21日（金）午後5時まで
（土曜日、日曜日を除く。）

イ 提出方法 原則、郵送（「特定記録郵便」又は「簡易書留」）による。
なお、持参も可能とするが、事前に電話連絡をすること。
郵送の場合：令和7年3月21日（金）必着
持参の場合：受付時間は、午前10時から午後5時まで

ウ 提出先 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号（大阪府咲洲庁舎22階）
大阪府 環境農林水産部 エネルギー政策課 スマートエネルギーグループ
（おおさかスマートエネルギーセンター）

(2) 応募書類

ア 参加申込書（様式 1）

イ 事業計画書（様式 3）及び（様式 3-1～3-10）

ウ 事業実績確認書類

(7) 事業実績申告書（様式 4）

提案者の本事業又は、類似の共同購入支援事業※¹の実績等※²について記載してください。

※1 類似の共同購入支援事業とは、購入を希望する者を募り、その数を取りまとめたうえで、販売する事業者を選定し、購入を希望する者と販売事業者とのマッチングをサポートする一連の事業をいいます。

※2 実績等については、事業期間中のものも可能とします。

(4) 実績が確認できる契約書又は協定書及び契約内容が確認できる書面の写し

本事業又は類似の共同購入支援事業の実績等がある場合、契約書又は協定書は、件名及び事業者名が確認できる部分、契約内容が確認できる書面においては、業務内容が確認できる部分を添付してください。

エ 共同事業体で参加の場合

共同事業体届出書（様式 5）

オ 応募資格関係確認書類

(7) 誓約書（応募資格関係）（様式 6）

(4) 法人登記簿謄本・発行日から 3 か月以内のもの

(9) 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書・発行から 3 か月以内のもの

※大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

(1) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（1 部）

カ 財務諸表の写し・最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分

(7) 貸借対照表

(4) 損益計算書

キ 手数料内訳書（様式 7）

・様式の記載事項に沿って必要事項をすべて記載すること。

ク 収支見込等（本事業に関する収支見込及び手数料（算定の基礎となる資料を含む））

任意様式とし、以下の項目を含めること。

- ・想定する参加登録件数、現地調査希望件数、契約件数、導入容量
- ・運営に必要な経費（広告宣伝費や事務費等）の項目と費用

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

- ア 応募は1者1提案とします（共同事業体構成員として参加する場合を含む）。
- イ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。
- ウ 表紙及び背表紙には、事業タイトルと団体名を記入してください。
共同購入による太陽光発電及び蓄電池システムの普及促進事業に係る支援事業者申込書
株式会社〇〇（法人名）
- エ 書類提出後の差し替えは認めません（府が補正等を求める場合を除く）。
- オ 応募書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。
- カ 応募書類の作成及び提出等にかかる経費は、全て応募者の負担とします。

7. 事業計画書の作成

以下の項目について、仕様書を参考に事業計画書を作成し提出してください。

なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、事業計画書には、仕様書記載内容に加えて支援事業者の効果的な提案事項等に関して可能な限り具体的に記載ください。

仕様書に記載されている事業内容が記載されていない場合は、参加が無効となりますのでご注意ください。

- ① 事業の実施体制の構築及び統括責任者等の選任について（様式3-1）
実施体制図（府、支援事業者、施工事業者、購入希望者及び関係事業者等、本事業の実施体制）をまとめたもの（任意様式）
- ② 事業実施スケジュールについて（様式3-2）
- ③ 購入希望者へ提供する太陽光発電及び蓄電池システムのプランについて（様式3-3）
- ④ 広告宣伝について（様式3-4）
- ⑤ ホームページの構築及び運用等について（様式3-5）
- ⑥ 施工事業者の選定等について（様式3-6）
- ⑦ 太陽光発電及び蓄電池システムの施工及び検査について（様式3-7）
- ⑧ 問い合わせ対応について（様式3-8）
- ⑨ 本事業における業務管理・トラブル対応について（様式3-9）
- ⑩ リスク管理について（様式3-10）

8. 質問の受付

(1) 受付期間

募集開始日から令和7年3月6日（木） 午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：eneseisaku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 指定様式にて添付ファイルにより送付（様式2）

件名には、「共同購入事業質疑 ○○株式会社」と記載のこと。

イ 電子メール送信後、必ず電話でのメール到着の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日を除く。午前10時から午後5時まで）

ウ 質問への回答は、おおさかスマートエネルギーセンターホームページ

（https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/eneseisaku/kyodo07_boshu.html）に掲示し、

個別には回答しません。

9. 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、応募書類の審査を行い、支援事業者候補を決定します。

イ 審査基準を満足する事業者が複数存在する場合は、「6. (2) 応募書類」の手数料内訳書の合計額をもとに順位付けを行い、最低の価格を提示した事業者を支援事業者候補とします。なお、手数料内訳書の合計額の算定は、令和2年度から令和5年度までの年間平均契約実績値に基づいて行います。

○令和2年度から令和5年度までの年間平均契約実績値：132件

（うち、太陽光発電システム：30件、太陽光発電及び蓄電池システム41件、蓄電池システム：61件）※各プランの平均契約実績値は小終点以下を四捨五入し、整数表示

（参考）過年度契約実績値

事業年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加登録件数	2,094	1,629	2,073	2,464
現地調査希望件数	418	545	462	546
契約件数	97	132	183	113
うち、太陽光発電システムの設置契約件数	13	51	40	14
うち、太陽光発電及び蓄電池システムの設置契約件数	23	38	62	40
うち、蓄電池システムの設置契約件数	61	43	81	59
太陽光発電設備[kW]	164.6	477.7	552.4	246.0
蓄電池[kWh]	546.0	568.8	1121.4	809.2

※ 今後の事業実績を保証するものではありません。

ウ イの順位付けにおいて、手数料の合計が同額の場合は、本事業又は類似の共同購入支援事業の実績がより多い事業者を優先します。

エ 提出書類に対する不明点等につきましては、個別に聞き取りを行います。

(2) 審査基準

審 査 項 目	審 査 内 容
応募資格	募集要領に示す応募資格（５．応募資格を参照のこと）を満足すること。
事業計画	事業計画書において仕様書に記載されている事業内容（仕様書 ２．事業内容を参照のこと）がすべて含まれていること。

(3) 審査結果

- ア 審査結果については、各申込者に通知します。
- イ 支援事業者については、協定締結後、おおさかスマートエネルギーセンターホームページ（https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/eneseisaku/kyodo07_boshu.html）において公表します。

(4) 応募が無効となる場合

以下の項目に該当する場合やその他不正な行為があった場合には、応募を無効とする場合があります。

- ア 提出期限を過ぎて応募書類が提出された場合。
- イ 応募書類に虚偽の記載があった場合。
- ウ 応募資格に該当しないことが判明した場合。
- エ 参加申込書の審査において基準を満たさないと判断された場合。
- オ 事業者の選定に係る公平性に影響を与える行為があった場合。
- カ 要領及び仕様書に記載の実施事項が事業計画書に記載されていない場合。

10. 協定の締結について

- (1) 支援事業者候補は、協定の内容について別途協議を行い、協議が整った場合には、協定を締結して支援事業者となります。なお、協議が整わない場合は、次点の事業者を支援事業者候補とし、同等の手続を行います。また、事業の実施に当たっては、事業計画書をもとに府と支援事業者が協議を行い、実施する内容を決定します。この際、実施内容について変更が生じる場合があります。
- (2) 支援事業者候補に決定した日から協定締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、協定を締結しません。
- (3) 支援事業者候補に決定した日から協定締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、協定を締結しないことがあります。

- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
- イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

11. 留意事項

(1) 提出書類の取扱い・著作権

応募の際に提出された書類に係る著作権は、支援事業者に帰属します。ただし、本事業に係る場合に限り、府は応募書類に記載されたデータを使用できるものとします。

また、本事業の実施に伴い発生する著作権（財産権）（著作権法第21条から第28条の権利）は、原則、著作者の許可を得ず、府は無償で使用するものとします。

(2) 支援事業者は、下記の事項について留意することとします。

- ア 支援事業者は、府を代理する権限を有するものでないこと。
- イ 府が支援事業者の資力・信用を保証するものでないこと。

(3) 府からの提示資料の取扱い

府が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないこと。

(4) 単独で応募した者は、他で応募する共同事業体の構成員にならないこととします。また、共同事業体の構成員は、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として、重複して応募しないこととします。

(5) 共同事業体で応募する場合は代表する法人を定めることとします。

(6) 共同事業体の構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、府と協議を行い、府がこれを認めたときはこの限りではありません。

(7) 提出書類の変更禁止

原則として提出書類の変更はできません。なお、府は必要に応じ、提出書類以外に資料や図面等の提出を求める場合があります。

(8) 提出書類の保管

申込内容について照会、確認を行う場合があるので、申込書類一式は、必ず写しを保管してください。

(9) 個人情報の適正な管理

- ア 支援事業者は、大阪府個人情報保護条例及び個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- イ 支援事業者は、購入希望者の個人情報については支援事業者・施工事業者で共有する旨、購入希望者から承諾を得ること。

(10) 参加申込受付後の取扱い

申込状況及び審査に関する質疑、照会には応じられません。

(11) 参加申込みにあたっては、募集要領、仕様書等を熟読し、遵守してください。

12. 担当窓口

本事業の募集に係る担当窓口は、次のとおり。

大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課 スマートエネルギーグループ

(おおさかスマートエネルギーセンター)

住所：〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1 丁目14番16号（大阪府咲洲庁舎22階）

電話：06-6210-9254

FAX：06-6210-9259